

2 執行文付与の訴え

(一) 意義

条件成就又は承継の事実を書面で証明できない場合には民執法二七条一項・二項により執行文を付与することができない。そこで、この場合の措置として、執行文付与の訴えの制度を設けている（法三三一）。

この訴えの法的性質については、形成訴訟説、救済訴訟説、命令訴訟説等の争いがある。

(二) 手続

この訴えは、管轄の裁判所に訴状を提出して行う。

①確定判決、②仮執行宣言付判決、③抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判^(注)、④確定した執行判決のある外国裁判所の判決、⑤確定した執行決定のある仲裁判断、⑥確定判決と同一の効力を有するもののうち次の⑦・⑪を除くものについては、第一審裁判所が管轄裁判所となる（法三三二①）。

⑦刑事案件で検察官が公訴を提起した場合に、当該犯罪の被害者が、刑事被告人に対する民事上の損害賠償を求める附帯私訴が定められ（被害者保護第七章（二三条～四〇条）・四二一条）、その訴訟の中で作成される仮執行宣言付損害賠償命令（法二二（3の2））、損害賠償命令事件に関する手続における和解及び請求の認諾に係るもの（法二二⑦）については、損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所が管轄裁判所となる（法三三二（1の2））。この刑事裁判において損害賠償命令申立ての制度が定められた改正法（平成一九年法律第九五号）は、平成二〇年一二月一日から施行された。

(8) 仮執行宣言付支払督促については、仮執行宣言を付した支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所が管轄裁判所となる（法三三二②）。仮執行宣言を付した支払督促に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるとき（請求額が一四〇万円を超えるとき）は、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄裁判所となる（法三三二②）。また、オンラインによる支払督促の申立て（なお、民訴四〇二-Iに基づくOCR方式による支払督促の申立てについては、申立先が全国どこの場所であつても、東京簡易裁判所の裁判所書記官に對して、オンラインによる支払督促の申立てができるようになつた平成一九年二月一日に廃止された。）による仮執行宣言付支払督促については、本来の申立先（民訴二八二）の簡易裁判所又は地方裁判所（請求額が一四〇万円を超えるとき）が管轄裁判所となる（法三三二③）。

(9) 訴訟費用若しくは和解の費用の負担の額を定める裁判所書記官の处分又は民執法四二条四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める裁判所書記官の处分（後者の处分にあつては、確定したものに限る。）については、その処分をした裁判所書記官の所属する裁判所が管轄裁判所となる（法三三二④）。

(10) 執行証書（法二二⑤）については、債務者の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所（普通裁判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する裁判所）が管轄裁判所となる（法三三二⑤）。

(11) 確定判決と同一の効力を有するもののうち上級裁判所において成立したものを除く和解、調停又は労働審判については、和解・調停が成立した簡易裁判所、地方裁判所若しくは家庭裁判所又は労働審判が行われた際に労働審判事件が係属していた地方裁判所が管轄裁判所となる（法三三二

(6)。簡易裁判所において成立した和解・調停に係る請求が簡易裁判所の管轄に属しないものであるときは、その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄裁判所となる（法三三II(6)）。

この訴えの審判の対象となるのは、条件成就、承継の事実の存否であるが、形式的要件の存否も当然に審判の対象となり、形式的要件を欠く場合には請求が棄却される。問題となるのは、被告が請求異議の事由として主張すべき事由を執行文付与の訴えにおける抗弁として主張することができるとかどうかであるが、これを消極に解するのが通説である。請求異議事由は別途請求異議訴訟を提起するか、執行文付与の訴えの反訴として提起することを要する。

執行文付与の訴えの訴額の算定方法については、諸説あるが、その代表的なものとして、債務名義表示の請求債権額とする説（注解民事執行法2「宇佐美」三一六頁）と債務名義表示の請求債権額の二分の一とする説（注解民事執行法1「丹野」五五八頁）がある。

（判例） 福岡高判平一七・六・一、平一六（ネ）一〇三一（判タ一二五九・三三六）

執行文付与の訴えの控訴審において、当該訴訟で対象となつた債務名義は間接強制決定であり、同決定は原告することなく確定したのであり、当該間接強制の基になつた和解条項が無効であると解することはできないとした事例

（二） 判決及びその後の執行文付与手続

執行文付与の訴えの請求を認容する判決は執行文に代わるものではないから、原告は、この判決正本を提示して執行文付与機関に対して執行文付与申請をすることを要する。この場合、付与機関は、条件成就や承継の有無を考慮することなく、判決に従つて付与しなければならない。

執行文付与の訴えの訴状

收 入
印 紙

訴 状

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇〇民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 乙野次郎㊞

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 ○○株式会社

上記代表者代表取締役 甲野太郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

上記訴訟代理人弁護士 乙野次郎

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 丙野三郎

執行文付与の訴え

訴訟物の価額 〇〇〇万円

貼用印紙 ○, 〇〇〇円

第1 請求の趣旨

1 原告が被告に対して強制執行するために、〇〇地方裁判所平成〇〇年(フ)第〇〇〇号建物明渡等請求事件について平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立した和解の和解調書第4項につき、〇〇地方裁判所の書記官に対し、執行文を付与することを命ずる。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 平成〇〇年(フ)第〇〇〇号建物明渡等請求事件について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に和解が成立した。原告は同事件の被告であり、被告は同事件の原告

である。

- 2 上記和解調査の和解条項第3項によると、「被告は、原告に対して、平成10年6月30日限り本件建物を明け渡す。」とされ、さらに第4項によると、「被告が前項の期限までに本件建物を明け渡したときは、原告は、被告に対して、建物明渡しの時から1か月以内に移転料として50万円を支払う。」とされてい る。
- 3 原告は、上記和解条項第3項の約定とおり原告に対して、平成10年6月30日限り本件建物を明け渡した。
- 4 そこで、平成10年6月30日に本件建物を明け渡した事実を証明して和解条項第4項に執行文の付与を受けるために本訴に及んだ。

証拠方法

- 1 甲1号証 和解調査正本写し
- 2 甲2号証の1ないし5写真
- 3 甲3号証 不動産登記事項証明書写し

附属書類

- 1 資格証明書（又は代表者事項証明書） 1通
- 2 訴訟委任状 1通